（講習会修了者名簿の提出）

第八条　第一条第三項第四号及び同条第十項に規定する講習会を行う者は、当該講習会を行ったときは、遅滞なく、当該講習会の課程を修了した者の氏名、性別並びに当該講習会の受講の開始年月日及び修了年月日を記載した名簿を作成し、厚生労働大臣に提出しなければならない。

附　則

（実習指導者に関する経過措置）

第五条　（略）

２　実習施設等における実習指導者については、第一条第十項の規定にかかわらず、当分の間、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）に定める児童福祉司、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第百二十三号）に定める精神保健福祉相談員、社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に定める福祉に関する事務所に置かれる同法第十五条第一項第一号に規定する所員、知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）に定める知的障害者福祉司若しくは心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（平成十五年法律第百十号）に定める社会復帰調整官又は平成二十七年三月三十一日までの間において第一条第十項に規定する講習会に相当するものとして厚生労働大臣が認める研修の課程を修了した者を実習指導者とすることができる。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一　第一条中精神障害者の保健及び福祉に関する科目を定める省令（以下「科目省令」という。）第三条及び第四条の改正規定並びに附則第四条の規定　公布の日

二　第一条中科目省令第一条第七項の改正規定　令和二年四月一日

三　第二条並びに附則第二条及び第三条の規定　令和三年四月一日

（経過措置）

第二条　第二条の規定の施行の日前に学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に基づく大学（大学院及び短期大学を含む。）、専修学校の専門課程若しくは各種学校（以下、この条において「学校等」という。）において第二条の規定による改正前の科目省令第一条第一項各号若しくは第二条第一項各号に掲げる科目を修めた者又は同日前に学校等に入学し、同日において当該学校等に在学する者に係る科目省令第一条第一項及び第二条第一項に規定する科目については、第二条の規定による改正後の科目省令第一条及び第二条の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

第三条　社会福祉士介護福祉士学校指定規則及び社会福祉に関する科目を定める省令の一部を改正する省令（令和二年文部科学省厚生労働省令第一号）による改正前の社会福祉に関する科目を定める省令（平成二十年文部科学省厚生労働省令第三号。以下「旧社会福祉に関する科目を定める省令」という。）第一条第十六号又は第三条第十三号に規定する相談援助演習を履修した者は、第二条による改正後の科目省令第一条第一項第十九号に規定するソーシャルワーク演習の履修を免除することができる。

２　社会福祉士及び介護福祉士法施行規則及び社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則の一部を改正する省令（令和二年厚生労働省令第二十六号）による改正前の社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則（昭和六十二年厚生省令第五十号）別表第一若しくは別表第三、社会福祉士介護福祉士学校指定規則及び社会福祉に関する科目を定める省令の一部を改正する省令による改正前の社会福祉士介護福祉士学校指定規則（平成二十年文部科学省厚生労働省令第二号）別表第一若しくは別表第三又は旧社会福祉に関する科目を定める省令第一条第十八号若しくは第三条第十五号に規定する相談援助実習を履修した者は、施設又は事業における第二条による改正後の科目省令第一条第一項第二十二号に規定するソーシャルワーク実習の実施について、六十時間を超えない範囲で、同条第二項第四号に定める時間数のうち、精神科病院等において実施するものとされた時間数を除いた時間数の一部を免除することができる。

（準備行為）

第四条　第二条の規定による改正後の科目省令第三条の規定による確認及びこれに関し必要な手続その他の行為は、第二条の規定の施行前においても、同条の規定による改正後の科目省令の規定の例により行うことができる。

（講習会修了者名簿の提出）

第八条　第一条第三項第四号及び同条第八項に規定する講習会を行う者は、当該講習会を行ったときは、遅滞なく、当該講習会の課程を修了した者の氏名、性別並びに当該講習会の受講の開始年月日及び修了年月日を記載した名簿を作成し、厚生労働大臣に提出しなければならない。

附　則

（実習指導者に関する経過措置）

第五条　（略）

２　実習施設等における実習指導者については、第一条第八項の規定にかかわらず、当分の間、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）に定める児童福祉司、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第百二十三号）に定める精神保健福祉相談員、社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に定める福祉に関する事務所に置かれる同法第十五条第一項第一号に規定する所員、知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）に定める知的障害者福祉司若しくは心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（平成十五年法律第百十号）に定める社会復帰調整官又は平成二十七年三月三十一日までの間において第一条第八項に規定する講習会に相当するものとして厚生労働大臣が認める研修の課程を修了した者を実習指導者とすることができる。